

平成26年第5回（8月）議会臨時会会議録

招集年月日	平成26年8月19日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成26年8月19日 午後1時42分		
閉議宣告日時	平成26年8月19日 午後1時47分		
応招議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
	4番 作田良一	5番 坂井 毅	6番 作田 毅
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	9番 沢田幸男
	10番 山本静男		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 田中秀夫	2番 中村利男	3番 苗代 実
	4番 作田良一	5番 坂井 毅	6番 作田 毅
	7番 山先守夫	8番 西野昇吾	10番 山本静男
欠席議員	9番 沢田幸男		
会議録署名議員	10番 山本静男	1番 田中秀夫	2番 中村利男
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成26年第5回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会臨時会

平成26年8月19日午後1時30分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第24号(議題)

(提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)

会 議 に 付 し た 事 件

議案第24号 工事請負契約の締結について

《町民憲章唱和》

◇議長 作田 毅

開会に先立ち町民憲章をご唱和します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 作田 毅

只今から、平成 26 年第 5 回川北町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午後 1 時 42 分)

《会期の決定》

◇議長 作田 毅

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1 日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は 1 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 作田 毅

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって、

10 番 山本静男君、1 番 田中秀夫君、2 番 中村利男君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

◇議長 作田 毅

日程第 3 議案第 24 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

本日ここに、平成 26 年第 5 回議会臨時会を招集致しましたところ、議員各位のご参集を頂きまして、誠に有難うご座居ます。

本臨時会に提案を致します案件は、議案第 24 号「工事請負契約の締結について」でござります。

8 月 7 日に、「東部地区児童館建設工事」の指名競争入札を執行しましたところ、「白山建設株式会社」が「168,000 千円」で落札し、消費税を含め「181,440 千円」で仮契約を締結致しました。

つきましては、本契約を締結致したく、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでござります。

何卒、慎重にご審議を頂きまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 作田 毅

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託・採決》

◇議長 作田 毅

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

議案第 24 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

(起立 8 名)

はい。起立全員であります。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

《閉議》

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、平成 26 年第 5 回議会臨時会を閉会します。これにて散会します。

(午後 1 時 47 分)

